

宇陀市いじめ防止基本方針

平成30年8月
宇陀市教育委員会

目 次

はじめに

第1 いじめの防止等のための基本的な事項

- 1 いじめとは
- 2 いじめの未然防止・早期発見・早期対応
- 3 地域や家庭との連携
- 4 関係機関等との連携等

第2 いじめの防止等のために市が実施する施策

- 1 いじめの防止等のための組織の設置
- 2 教育面で実施すべき主な施策

第3 いじめの防止等のために学校が実施する取組

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の機能強化
- 3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

第4 いじめの防止等のために家庭が実施する取組

- 1 家庭における教育
- 2 学校等によるいじめの防止対策等のための措置への協力
- 3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携

第5 地域や関係機関等における取組

- 1 地域における取組
- 2 関係機関等における取組

第6 重大事態への対処

- 1 基本的な取組
- 2 学校又は学校の設置者（教育委員会）による調査
 - (1) 重大事態の発生と調査
 - (2) 調査結果の報告及び提供
- 3 調査結果の報告を受けた市長等による再調査及び措置

第7 いじめ防止基本方針の見直し等について

資料) 個人別生活カード

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害です。

宇陀市は市民憲章の中で「共に支え合い、互いの尊厳を大切にする、あたたかいまちを創ります」とうたっています。学校においても、人権教育を学校教育の大きな柱と位置付け、児童生徒の人権を守るためいじめ防止や早期発見等の取組を進めてきたところです。

しかし、近年全国では、いじめにより自死してしまう等の痛ましい事件が起こっています。「自分はかけがえのない存在である」と感じることは、あるいは他の人の大切さを認めること、また、多様な見方や考え方を受け入れることは、生きていく上で何よりも重要です。自分は周囲の人に役立っていると思える気持ちを持つことは、自分や相手を大切にしようとする姿勢につながり、いじめを許さない態度につながります。また、善悪を正しく判断し、自他の尊厳を守るため、自信をもって行動できる力を付けさせることは、教育において最重要であると考えます。

本市では、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものであるという前提に立ち、次の5点を基本的な考え方とし「宇陀市いじめ防止基本方針」をまとめました。

- ① 就学前より学齢期・青年期に至るまで、他者の尊厳の尊重及びその尊厳を保障するための手段と方法を学ぶことを基盤に、「いじめをしない・いじめをさせない・いじめを許さない」子どもを育成すること。
- ② 家庭や学校とともに地域や子どもに係わる機関等が連携・協働し、子どもの「生き抜く力」を育むこと。
- ③ いじめを生まない環境作りを推進することにより、いじめの未然防止に取り組むこと。
- ④ いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの疑いがある場合は、家庭・学校・地域や子どもに係わる機関等が積極的に連携協力し、早期対応を図ること。
- ⑤ 家庭、学校、地域において、大人がその責任と役割を明確に自覚し、決していじめを許さず、子どもをいじめから守り抜く姿勢を貫くこと。

今後、この方針に基づき、いじめ防止のための施策を総合的に推進したいと考えています。

平成30年8月
宇陀市教育委員会

第1 いじめの防止等のための基本的な事項

1 いじめとは

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)より
(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義

- ① 行為者も客体も児童生徒であること
- ② 行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じる事

「いじめ認知に関する考え方」(奈良県いじめ防止基本方針)より

(1) いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものです。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷つける、自分勝手な行動をとって、周囲の反感を買うなど、成長の過程で様々な失敗を経験し、その中にはいじめに該当するものもしばしば含まれます。

(2) いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺などの重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

(3) 児童生徒間トラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性をふまえ、いじめの定義に従い適切に判断する必要があります。

(4) 学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要です。いじめを初期段階のものも含めて積極的に把握することが、その解消に向けた取組に努めているといえます。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するという特徴が見られます。

教職員及び教育行政に携わる者は、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断することが必要です。

また、いじめられている児童生徒が相談しにくい状況にあること、そして一方では、気付いて欲しいという思いがあることを十分に理解し、日頃から児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することに努めなければなりません。保護者との連携を密にし、適切な配慮を行うことが重要です。

いじめをした児童生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめをする背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを充実させることが必要です。

指導にあたっては、関係する児童生徒に対して、慎重かつ丁寧に対応し、児童生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮しなければなりません。

「いじめ」の中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、早期に警察に相談・通報の上、連携して対応することとします。

2 いじめの未然防止・早期発見・早期対応

(1)いじめの未然防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめの防止等のためには、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、全ての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるように努めなければなりません。そのため、いのちの尊さや他者との関わり、

人間としての生き方を学ぶ「いのちの教育」を推進する必要があります。

すべての児童生徒を、いじめの側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない・許さない社会をつくるために、児童生徒の理解に重点を置き、学校と家庭や地域、関係機関等と連携した指導体制を構築し、地域の教育力を高めることが重要です。

(2) いじめの早期発見

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要です。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多く、またいじめをする側といじめを受ける側が入れ替わるという認識をもつことも重要です。したがって些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの発見に努めなければなりません。

○ 主な取組の例

- ・ いじめの防止等に係る教職員の資質能力向上に必要な研修を実施
- ・ 事例検討等の取組の推進
- ・ 定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- ・ 児童生徒がいじめを訴えやすい教育相談体制の整備
- ・ 学校内外の教育相談窓口の周知

(3) 早期対応

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全に留意し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。

また、家庭や教育委員会への報告・連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を速やかに行わなければなりません。このため平素から、組織的な対応を可能とする体制整備をとっておくことが必要です。

いじめへの適切な対処のために、日頃から学校において「個人別生活カード」等による記録を徹底し活用することが有効です。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門家や相談機関等と連携していくことが必要です。そのために市教育委員会は学校から要請があれば速やかに派遣を行う体制を確立し、警察や関係機関等と連携を図るなど日頃から関係を築いておくこととします。

○ 主な取組の例

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門家や相談機関等との連携
- ・ 「個人別生活カード」等による記録の徹底と活用（※資料参照）

記録の目的：子ども一人一人の記録を徹底することで、個々の指導や支援の在り方を見直し、また教職員の情報共有を図る。

記載事項の例：把握した客観的な事実や事象、指導・支援した具体的内容、面談や家庭訪問等での児童生徒や保護者の発言、特別な配慮を行った際の具体的事項、警察や関係機関等との連携の内容等。

3 地域や家庭との連携

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対して、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

児童生徒の健やかな成長のためには、学校・家庭・地域が日頃から連携し、社会全体で子どもたちを守り育てていくことが重要です。

保護者は子どもの教育について第一義的責任を有します。家庭において社会的な規範意識等を養うためには、地域との連携が重要です。PTAや地域の関係団体が、いじめ問題を含めた児童生徒の現状について共通理解し、家庭や学校と連携し協働で取り組むことが不可欠です。

本市においては、現在、地域全体で子育てを行うことを教育活動の基盤の一つとしています。子どもが出すSOSを地域の大人が受け止めることで、いじめや虐待の防止につながる例も少なからずあります。いじめの防止等に向けて、学校が地域や家庭と一体となり、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる体制づくりを進めることが重要です。

○ 主な取組の例

- ・ 地域の人々による学校運営への参画・協働を推進
- ・ 子どものボランティア活動や地域行事への積極的な参画を推進

4 関係機関等との連携等

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

いじめの問題への対応において、学校や市教育委員会の指導が十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、子ども家庭相談センター、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要です。そのためには平素から学校や市教育委員会と関係機関の担当者との連携や連絡会議の開催等で、情報共有体制を構築しておくこととします。

第2 いじめの防止等のために市が実施する施策

1 いじめの防止等のための組織の設置

(1) いじめ防止推進協議会（法第14条1項）

本市は、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、（仮称）「宇陀市いじめ防止推進協議会」を設置します。その構成員は、学校、教育委員会事務局、子ども家庭相談センター、法務局、警察その他の関係者等実情に応じて決定します。

(2) 教育委員会の附属機関（法第14条3項）

本市は、市教育委員会と「宇陀市いじめ防止推進協議会」との円滑な連携の下、市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関として（仮称）「宇陀市いじめ問題等対策委員会」を設置します。本附属機関は、弁護士や心理、福祉の専門家など専門的な知識及び経験を有する者を含み構成します。

本附属機関は、市教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行います。また、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び重大事態の発生を防止するために必要な措置に対する提言を行います。そのため、専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本とし、いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成するなど、当該調査の中立性・公平性の確保に努めます。

2 教育面で実施すべき主な施策

(1) 人権教育の充実

(2) 道徳性と自尊感情を高める取組の充実

(3) いじめと不登校の未然防止・早期発見及び「いのちの教育」等の教育手法を研究・試行することを目的とした事業の展開

例) いじめと不登校問題等における実態調査と活用

いじめや不登校等への迅速な対応を目指した緊急対応マニュアルの作成と

ケース会議の開催

(4) 体験活動や児童生徒が自主的に行う活動の支援・推進

(5) いじめに関する相談を受け付ける体制の整備

(6) 教員の資質能力の向上、生徒指導体制・カウンセリングマインドの向上

(7) スクールカウンセラーの配置と連携性の充実と効果的な活用についての研修

(8) ネットいじめ等を含めた警察及び法務局等と連携したいじめ防止の体制整備

(9) 学校と家庭・地域が組織的に連携する体制整備

例) 保護者を対象とした啓発資料の作成

関係機関や地域の関係団体等との協力体制の構築

第3 いじめの防止等のために学校が実施する取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国及び県・市の基本方針等を参酌し、学校としていじめ防止等のための方向性や取組について「学校いじめ防止基本方針」を策定します。そして、これまでの取組を振り返り、PDCAサイクルにより、さらに実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて基本方針の見直し等を行います。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の機能強化

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置します。構成員については、学校の管理職や生徒指導担当、学年主任、養護教諭や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能する体制を、学校の実情に応じて決定します。また、個々のいじめの防止・早期発見・早期対応等において関係の深い教職員を追加します。いじめは、学校が組織的に対応することが必要であり、スクールカウンセラー等心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者その他学校評議員や民生委員などの関係者等、必要に応じて支援を得ながら対応します。

〈具体的な役割〉

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いのある事象に関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

他者の尊厳の尊重及びその尊厳を保障するための手段と方法を学ぶことを基盤に、「いじめをしない・いじめをさせない・いじめを許さない」子どもを育成します。そのために、児童生徒が、一人一人に応じた成果を発揮できる場を設定し、努力したことを認め合い、互いに尊重し合える集団づくりに取り組むこととします。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの児童生徒から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせることから、いじめを許容しない雰囲気醸成を醸成します。

〈取組のポイント〉

- ・ 生徒指導に関する教職員の力量を高める研修や、協力した校内指導体制の確立
- ・ 教職員が互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気の構築
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- ・ 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、体験活動等の充実
- ・ いじめ防止等に関わる年間指導計画の作成
- ・ 学級会活動や児童・生徒会活動など特別活動における話し合い活動の充実、あいさつ運動、ボランティア活動の充実
- ・ 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進
 - 授業改善の取組、個に応じた学習支援の推進
 - 主体的な学びだけでなく、表現力やコミュニケーション能力を身につけることを目標としたアクティブラーニングの実践
 - いのちの尊さを学ぶための様々な体験や、他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進
- ・ 規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくり
- ・ 家庭や地域等と連携し、教職員が真摯に子どもと向き合うことができる体制の構築
- ・ SNS、ブログ、プロフ、掲示板、迷惑メール、ロコミサイト、オンラインゲームなどのインターネット環境を含むいじめやトラブル等の未然防止に向けた指導の推進等

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくく、気付きにくい形で行われることが多いことから、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、どんな小さいいじめも見逃さないという姿勢で、早い段階から適切に関わり、積極的に認知することとします。

〈取組のポイント〉

- ・ 相談体制の整備と相談しやすい雰囲気の醸成
- ・ 定期的な教育相談やアンケート調査の実施

- ・ 「いじめのサイン発見シート」の保護者への配付
- ・ 教職員間の連携や家庭・地域との連携による情報交換、情報共有の推進
- ・ 校内巡回等きめ細やかな行動観察
- ・ 弁護士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、校内外の専門家の活用

(3) いじめの早期対応・再発防止

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして被害児童生徒をいじめから守るとともに、ケア等必要な支援を行います。また、加害児童生徒に対しても、その行為について指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるよう指導することが必要です。対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで組織的に取り組むこととします。

〈取組のポイント〉

- ・ いじめの事実関係の把握、組織的な指導体制の確立
- ・ いじめられた児童生徒の安全確保及び支援体制の整備
- ・ いじめた児童生徒への指導及び支援体制の整備
- ・ 対応の在り方及び指導方針等に関する教職員間の共通理解
- ・ 関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供
- ・ 保護者や関係機関との連携
- ・ 周りではやし立てたり、傍観したりする児童生徒への対応
- ・ 「個人別生活カード」等の記録とその活用
- ・ 事象の内容等について市教育委員会への報告
- ・ 転学する場合、その支援と転学先と連携したケアの継続
- ・ 「個人別生活カード」等の活用による情報収集及び教職員間の連携と全職員による情報共有

第4 いじめの防止等のために家庭が実施する取組

1 家庭における教育

社会生活を送るうえでの基盤となる家庭教育においても、子どもが「他者の尊厳の尊重、及びその尊重を保証するための手段と方法を学ぶこと」が大切です。家族とのコミュニケーションを深めながら、情緒的な結びつきや他者を尊重する気持ちを育むことが、いじめを防止することや、いじめの被害者・目撃者になった時に家族や友人に伝え、さらに学校の先生や相談機関等へとつながる基盤となるものと考えます。

〈取組のポイント〉

- ・ 保護者は、家庭が子どもの養育に果たす役割が大きいことを認識し、子どもが共に支え合い、互いの尊厳を大切にする生活習慣やそのスキルを身につけ、心豊かに成長するように努めることが必要です。
- ・ 保護者は、いじめの問題に対する関心と理解を深めるとともに、学校、市教育委員会等の関係機関の講じるいじめの防止等の措置等に積極的に協力するように努めることとします。
- ・ 保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、学校その他の関係機関と連携を図り、適切にいじめから保護するよう努めることが必要です。

2 学校等によるいじめの防止対策等のための措置への協力

保護者はその責任と役割を自覚し、学校や地域と連携して、「共に支え合い、互いの尊厳を大切にする生活習慣やそのスキルを身につけ、心豊かに成長できる」ように教育機関等との必要な連携等に努めることとします。

〈取組のポイント〉

- ・ いじめをうけた子どもが、その解決に向けて教職員や家族、友人等、相談できる環境を整備します。
- ・ だれでもいじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめに荷担しないよう指導に努めるとともに、日頃から子どもとコミュニケーションをとり、子どもの友達関係などを把握しつつ、学校等と連携を図っておくこととします。

3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携

保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、学校や関係機関等と連携をとるよう努めることとします。

〈取組のポイント〉

- ・ いじめ対応においては、いじめの加害者に対して必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難な場合も考えられる。その際、関係

機関等（県教委、警察、子ども家庭相談センター、法務局等）との適切な連携が必要です。そのため、平素から学校や市教育委員会と関係機関の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておきます。

第5 地域や関係機関等における取組

1 地域における取組

地域全体で子育てを推進し、子どもの健やかな成長を促すため、市教育委員会は地域と共にある学校づくりを推進します。また、いじめ問題について、学校と地域、家庭が連携して取り組むよう必要な指導・助言を行っていきます。

〈取組のポイント〉

- ・ 地域としての日常的ないじめ防止等の推進
- ・ 見守り隊等との連携
- ・ いじめが疑われる行為に対しては、声をかけ、学校へ連絡する
- ・ より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校・地域パートナーシップ事業や学童保育等、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制づくり

2 関係機関等における取組

いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、県教育委員会や警察、子ども家庭相談センター、医療機関などの関係機関との適切な連携を推進します。

〈取組のポイント〉

- ・ 学校と警察等関係機関の連携の強化・推進
- ・ 定期的な連絡会議を開催し、情報共有体制を構築
- ・ 自治会、人権擁護委員、民生委員等との情報共有体制を推進

第6 重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法」より

(重大事態への対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」より

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。（一略）

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置（2、3略）

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。（5略）

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

重大事態の例

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自死あるいは自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

○その他の場合

- ・児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

1 基本的な取組

学校において重大事態が発生した場合は、教育委員会は迅速に状況等を把握し、教育委員への報告を行うとともに、対処や方針等を決定する際は教育委員会を招集します。教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第4項に基づき、必要に応じ市長に対して総合教育会議の招集を求めることができます。

※ 重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会等の会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要です。

2 学校又は学校の設置者（教育委員会）による調査

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
学校→市教育委員会→市長

イ 調査の主体

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、学校又は教育委員会のうち、いずれをその事案の調査を行う主体とするか、どのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、内容・方法・時期など必要な指導や人的措置等の適切な支援を行う。
- 教育委員会が主体となって調査を行う場合は、次のとおりである。
 - ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

ウ 調査を行う組織

- 学校の調査組織、又は市教育委員会が設置した調査組織等において調査を行う。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ・ いつ頃から
 - ・ 誰から行われ
 - ・ どのような様態であったか
 - ・ いじめを生んだ背景事情
 - ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・ 学校、教職員、保護者がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
※ 調査の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を

速やかに調査します。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮します。

- ※ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要です。

(2) 調査結果の報告及び提供

ア 調査結果の速やかな報告

- 調査結果の報告先 学校→市教育委員会→総合教育会議（市長）

イ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供

- 学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。

- ※ 情報提供の際、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

3 調査結果の報告を受けた市長等による再調査及び措置

(1) 調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができます。
- 再調査を行う機関は、公平性・中立性を確保するため、事前に職能団体や大学、学会等からの推薦等により委嘱された弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成します。
- 再調査を行う際には、当該調査の公平性や中立性を図るため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）を、事案に応じて上記の専門家等から選任します。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

(2) 調査の結果を踏まえた措置等

- 学校について再調査を行ったとき、その結果を市議会に報告します。
- 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

第7 いじめ防止基本方針の見直し等について

宇陀市いじめ防止基本方針は、国の動向や県・市の実情に合わせて、必要な見直し等を行います。

